

令和6年度 就学援助 の お知らせ (国・都・私立学校児童生徒用)

就学援助とは、小中学校に就学しているお子さんの保護者で経済的に困難な方に、学用品費や給食費等の援助を行う制度です。
該当すると思われる方は申請してください。



◎援助を受けられる対象の方

- ・国分寺市にお住まいの児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受けている方 **(中学3年生のみ)**
 - ② 児童扶養手当を受けている方
 - ③ 世帯の所得が認定基準未満の方 (下記の対象者認定の目安を参考にしてください)

対象者認定の目安 (認定基準は生活保護法による需要額の1.2倍です。)

世帯人員	世帯構成	所得限度額・賃貸	所得限度額・持家
3人	父37歳、母32歳、子(6歳)	341万円以下	257万円以下
4人	父41歳、母35歳、子(7歳、5歳)	381万円以下	297万円以下
4人	父45歳、母41歳、子(14歳、11歳)	413万円以下	329万円以下

※就学援助の認定は、世帯の年間所得・生活保護法による需要額等で判断します。需要額は、家族の年齢や家賃等により異なるため、同様の世帯構成であっても、認定されないことや、所得が限度額を超えていても認定されることがあります。

◎申請方法

- ・「申請書」に必要書類を添付し、教育委員会学務課へ提出してください。(郵送可)
- ※**申請書の下段に在籍を証明する欄があります。必ず在籍校長公印を押してもらい、ご提出ください。**公印が押されていない申請書については、在籍校不明の為、保護者の方へ返送させていただきます。
- ・同一世帯で同じ学校に兄弟姉妹が在学している場合は、1枚の「申請書」に連記してください。
- ・昨年度この就学援助を受けた方であっても、今年度希望される場合は、**あらためて申請が必要**です。

<提出期限> **令和6年5月13日(月) (必着)**

※ 提出期限後も申請できますが、認定された場合の支給は、申請月分からとなります。

〒185-0034 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ4階
国分寺市教育委員会 学務課 学務係 電話 042-574-4042

◎申請書に添付する書類

- ① **すべての方…振込先口座(保護者)の通帳の写し**
氏名・口座番号・金融機関名・支店コードが確認できる部分
※振込先は保護者(申請者)名義の口座にしてください。
- ② **賃貸住宅にお住まいの方**
…**家賃のわかる書類**
契約書の写し又は毎月の家賃振込額がわかる預金通帳の写し等
- ③ **令和6年1月1日に国分寺市に住民登録をしていない方**
…**令和6年度課税証明書又は非課税証明書**
同一世帯の収入のある方全員分(1月1日住所地で発行)
※申請書提出時に証明書が添付できない場合、メモ書き等でお知らせいただき、後日提出してください。
- ④ 申請を受付したことを確認できる書類をご希望の方
 - ・申請受付確認書(申請書の裏面)へのご記入
 - ・切手を貼った返信用封筒(住所・宛先を記入したもの)

②と③は生活保護又は児童扶養手当を受けている方は不要です

所得が未申告の場合や、添付書類に不備があると、審査できません。
未申告の方は早急に申告をお願いします。

◎認定結果について

所得等により審査し、**7月中旬**に認定結果通知書を郵送します。
また、認定結果を、お子さんの通学している学校長へ通知します。
※認定後、記載事項(世帯状況)や収入等に変更がある場合は、認定取消となることがあります。

◎援助を受けられる費目等（令和6年3月時点） ※生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給

補助費目	対象児童・生徒	支給額	支給時期
学用品費・ 通学用品費	小1年	11,630円	認定期日の属する 学期終了後
	小2～小6年	13,900円	
	中1年	22,730円	
	中2～中3年	25,000円	
新入学児童生徒 学用品費【注1】	小1年	54,060円	各学期終了後
	中1年	63,000円	
学校給食費	全学年	実費相当額【注2】	各学期終了後
校外活動費	全学年		
移動教室費【注3】	小6年・中2年（原則）		
修学旅行費【注3】	中3年（原則）	個人的経費を除く実費相当額 【注2】	実施学期終了後
新入学準備金【注4】	小6年		
卒業アルバム代	小6年	実費相当額（上限 11,000円）	3学期終了後
	中3年	実費相当額（上限 10,000円）	

就学援助費は、申請書に記載の指定口座に振り込みます。一部の費目については、総費用を補助できないものがあります。支給時期については、会計処理の都合上、前後する場合があります。

【注1】令和5年度に新入学準備金の支給を受けた方は、新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

【注2】給食費・校外活動費・移動教室費・修学旅行費は、対象児童生徒の通学区域校の支給額が上限です。

【注3】移動教室費の支給は対象児童生徒1人につき小・中学校それぞれ1回分ずつ、修学旅行費の支給は対象生徒1人につき中学校1回分までです。

【注4】基準日（今年度の2月1日）に認定されている方が対象です。

来年度（中学1年生）に就学援助が認定されても、同じ趣旨の新入学児童生徒学用品費の支給はありません。また、支給を受けた方が市外へ転出した場合は、重複支給を防ぐために、他自治体に必要な情報を提供します。

◎支給方法

申請書に記載の指定口座に振り込みます。

◎問い合わせ先

国分寺市教育委員会 学務課 学務係 電話 042-574-4042

(*1)(*2)(*3)は
同一の保護者名を記入

マンション名・
部屋番号まで記入

<記入見本>

電話番号（携帯可）

(*1)保護者氏名

R6.1.1 の住所が現住
所と違う場合に記入

R6.4.1 時点
(又は転入日時点)の
世帯員全員を記入
(対象児童生徒を
含む)

共益費は家賃に
含まれません

住所	国分寺市 光町1-46-8 国分寺荘 101			フリガナ	コクブンジ ヒカル	
令和6年1月1日の住所（現住所と違う場合）	[国分寺北1-1-1]			電話	042 (574) 4042	
氏名	国分寺 光			氏名	国分寺 光	
学年	●●●●	学校	1年 A組	学年	学校 年 組	
氏名	国分寺 育子			氏名	学校 年 組	
世帯員 の 状況 (同 生計)	氏名	世帯主との続柄	生年月日	同・別居 (該当に○)	勤務先または学校名	
	1	国分寺 光	世帯主	S59. 6 . 1	別居	国分寺市役所
	2	国分寺 教子	妻	S59. 8 . 1	別居	
	3	国分寺 育子	子	H23. 7 . 1	別居	●●●●中学校
	4	国分寺 学	子	H25. 5 . 1	別居	国分寺市立第一小学校
	5	国分寺 務	子	H29. 4 . 2	別居	国分寺市立第一小学校
	6				同居	
7				同居		
前年度 就学援助 を受けた	有	前年度 就学援助 を受けた	有	兄弟姉妹が 別の学校で 就学援助費を 申請して	1. いる 2. いない	
住宅の 形態	1. 賃貸住宅(家賃) (月額 60,000円) 2. 社宅・寮・官舎(自己負担) 3. 持ち家(家賃の支払いなし)			共益費は家賃に 含まれません		
援助を 受ける 理由	1. 現在、生活保護を受けている。 2. 現在、児童扶養手当を受けている。 ※児童手当ではありません。 3. その他(世帯の経済状況等具体的に記入してください。)			(*2)保護者氏名		
(3) 委任状 兼 口座振込依頼書	私は、国分寺市から受ける令和6年度就学援助費の受領・処理等に 係わる代金の支払い返納及び口座振込に 関する事項について、校長にその旨を 説明し、委任状を提出し、校長の署名 捺印の口座に振り込まれるようお願い します。 なお、振込をもって支払い金を受領した ものとします。			(*3)保護者名義 の口座を記入		
振込先口座 (保護者)	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人(カタカナ)	
	多摩 銀行・農協 信用組合	国分寺 店	普通 当座	1 1 1 1 1 1	コクブンジ ヒカル	